

平成19年度 第2回瑞穂市上下水道事業運営審議会 会議録

日時 平成19年10月22日(月) 午後1時30分から午後3時30分
場所 就業改善センター2F研修室
出席者 会長 鈴木 治 副会長 河合 和義
桜木 ゆう子 澤井 幸一
安藤 由庸 小寺 徹
若園 五朗 馬淵 秀雄
棚瀬 友啓 二重谷 伸行
古川 貴敏 新田 年一
欠席者 平田 芳子 細川 大二郎
事務局 水道部長 河合 信 水道事務課長 丹羽 秀樹
水道施設課長 棚瀬 龍 水道事務課長補佐 工藤 浩昭
傍聴人 2名

1. 前回の審議内容の確認

(会長) 第1回会議録の読み上げ

2. 審議内容

(事務局棚瀬) 第2回資料の説明

(鈴木会長) ありがとうございます。前回、みなさんから要望のありました資料の説明をしていただきました。説明のあった資料について、質問があったらお願いします。

(河合副会長) 何通りかの整備計画を示してもらいましたが、議会としての方向性は出ていますか。もう一点、合併浄化槽の補助金は岐阜県内の全市で出していますが、下水道計画区域の中でも補助しているかどうかの2点を質問します。瑞穂市は下水道計画区域の中でも補助しているのですか。

(鈴木会長) 事務局、お願いします。

(事務局河合) 質問の一点目の整備計画についてお答えです。整備計画の検討図を示しました。今回初めて提示しました。

(事務局工藤) 2点目の質問の浄化槽補助金についてお答えします。資料P42に岐阜県内の合併浄化槽の補助制度の有無の一覧表があります。先程、副会長さんが21市で浄化槽の補助金を出していない自治体はないと言われましたが、この表は合併浄化槽補助金制度の有無だけであり、中には3件しか補助金を出していない自治体もあります。それに5人槽までとか7人槽までとか10人槽までとかのいろいろな条件が市町によって異なります。瑞穂市は国の補助制度で認められた50人槽まですべてを対象としています。瑞穂市は、1年間で1億4千万円程度の補助金を出していて岐阜県内

では1番多い金額です。次に下水道計画区域内についてですが、瑞穂市以外の自治体は下水道計画が7年以内にある区域には補助していません。

(二重谷委員) 今の説明は正確ではないです。下水道計画があると言っても瑞穂市の場合は、認可申請をとっている訳ではないので、計画があっても無い訳です。下水道整備計画が無いから補助している訳です。他の自治体については、下水道の認可申請をし、その地域について7年以内に下水道整備計画がない地域について、補助しているのです。

(事務局工藤) 言われるとおりです。しかし、瑞穂市でも西処理区については下水道法の認可申請をしていますが、西処理区の中でも供用開始していない地域については、7年以内の計画があっても浄化槽の補助金を出しています。

(鈴木会長) 質問は、他によろしいですか。

(若園委員) 資料P45の合併浄化槽の補助金について、平成10年度から平成18年度まで、11,696人に954,399千円の補助金を出しています。市の人口は5万100人で5分1の人が補助金をもらっていることになります。下水道の処理区域の中でも浄化槽の補助金をもらっている人がいる。呂久、西、コミュニティの総事業費は125億かかっているが、実際に繋ぎ込みをしている人は、4,129人である。建設費がそれだけかかっている。3地区だけにお金を使っている。このことは、20年か30年前の行政がやっていたらこの状態にはならなかった。今さら、他がやっているから瑞穂市も下水道計画というのは、疑問に思います。瑞穂市の合併特例債の上限は108億であり既発行と発行予定を含めると77億となる。その中でP26の下水道計画で、年間あたり6億くらいの維持管理費がかかる。16年度に策定した計画のとおりやってしまうと、市費がいるし起債もいるし他の事業ができなくなる。消防暑も建てるし、医療も充実させないといけない中で、事務局はどう考えているのかを質問したい。

(河合副会長) 反論する訳ではないですが、この場にいたって、そういうことは議会が考えることではないですか。下水道をやるなら福祉のレベルを下げるか、教育のレベルをさげるか下水道をやらずに教育福祉を充実させるかは議会が方向性を決め、市長が執行する訳です。全市の下水道整備する費用が分かった訳です。この審議会では、下水道計画について能力的に議論できないと思いますので、議会で検討してもらいたい。

(若園委員) 今回の審議会には議会の立場とし参加しています。市長の諮問は180円を150円にするために審議会に意見を聞いている。今回、下水道計画の資料を見るのは初めてです。計画は策定してあり財源はどれだけ必要か、議論し最終的には、市長の諮問に答

えていかないといけない。事務局に資料を提示してもらい質問する必要がある。審議会の中で知るべきことは知り、資本費はこうすれば確保できるとか、裏の話しも聞かしてもらいたい。僕らには議決権はあっても知識はないので勉強させてほしい。

(鈴木会長)

下水道に係わらず、市の長期計画はあるのかという問題です。今の意見は参考にするとして、次に進めていきたいと思います。諮問されている問題は150円でいいかということです。資料の説明についての質問は以上にしたいと思います。また、ありましたら、途中でも質問してください。

これから、審議に入りたいと思いますが、どう進めていったらいいか事務局と相談して3項目を考えました。何か漏れている項目はないか考えたいと思います。事務局に説明してもらいますので、よろしくお願いします。

(事務局河合)

前回からいろいろ意見をいただき、大変広範囲になってしまっているの、3点に絞ってご審議願ったらどうかという事務局からの提案です。まず1点目が、使用料の対象経費は何かということです。前回の資料で維持管理費のうち使用料は約80%ぐらいです。ところが、資本費をいれると23%くらいになってしまう。このことについて、使用料の対象とするのは維持管理費だけでいいのか、資本費の一部までとかいろいろご意見を賜りたい。瑞穂市は下水道の歴史が大変浅い。例えば、岐阜市は1937年から始まって半世紀以上経っている。それらの市とまだ始まったばかりの市と同じように議論していいのかどうかです。2点目として、汚水の集合処理区域以外の人にどう説明するか、使用料の改定によって一般会計からの繰入が1千20万ほど増えるがそれをどう説明するのかが審議の内容になるのではないですか。3点目は、下水道の水洗化率を高めるのが可能かどうか。資料P30で下水道区域及び区域外の合併浄化槽、単独浄化槽、汲み取りの基数を示しましたが、それ以外に未接続者の実態把握をする必要があるのではないかと、世帯構成とか、例えば、別府処理区域内については独居の方も増えており実際に接続可能なかどうかです。以上3点をご提案したいと思います。よろしくお願いします。

(鈴木会長)

ありがとうございました。この審議会で、この3点を審議していけば答申ができるだろうという案です。これについて、これから審議を進めていきますので、この3項目だけでいいか、追加項目はないか、みなさん考えてください。

(安藤委員)

現実に審議の対象になっているのは、3地区だけであり下水道未普及地域については下水道使用料が高い安いということは関係ないので、今後の審議の進め方によっては、今日の資料も含めて検討することの可能性は否定しないですが、当面はこの3項目だけで、審議できるのではないかと思います。

(鈴木会長)

ありがとうございます。他ありますか。

(若園委員) とりあえずこれで議論できるのですが、これだけを議論するだけでは、180円を150円にしたら1人当たり年間296円をまた市から繰り入れることになる。かつ、4,129人に3億3千万円を繰り入れている。もっと早く下水道をやっていたらこんなことにならなかったのですが、今の段階で瑞穂市はどうするかということを考えないといけない。

1点目の項目について使用料の対象に維持管理費と資本費を入れるということは、すべてカバーすることになるのです。今繫いでいる4,129人だけが恩恵を受けることになる。基本計画があるので、これをしっかり議論していかないと、この3項目だけでは、また問題になってくる。もう少し議論していかないといけない。休憩を入れてフリートキングで問題定義していかないといけない。

(鈴木会長) 下水道区域以外の人のことも考えないといけないという意見ですが、項目が必要であれば入れてもいいと思います。どういう風にも審議はできます。休憩してざっくばらんに話したいという意見ですが、その前に意見はありますか。

(二重谷委員) 議会の方は、瑞穂市の下水道計画がどうあるべきかというところから議論したいということですが、今回、市長から諮問されているのは使用料のあり方についてで、整備計画から入りながら現在の3地域以外の人にうまく説明していくロジックをどうつくっていくのかです。その周辺の議論とし、下水道計画を考えて将来の使用料改定がどうなっていくかということが出てくるとしても、何か中心におかないと結論が出ないということになる。私は、切り口としてこの3つで議論を進めていって、その段階でいろいろな議論は大いに結構であると思います。

(鈴木会長) 今の意見は、この3つでカバーできるということですが、将来計画を入れながら議論してもよいということですが、それでは、休憩を入れてざっくばらんに議論したいと思います。45分からスタートとしたいと思います。10分間休憩します。

(休憩)

(鈴木会長) 審議を続けたいと思います。先程、3点について進めていったらどうかとありました。また、長期計画を含めて議論すべきだという意見と、それは、個々の3項目の中で議論すべきだという意見がありました。他のみなさん意見がありましたら、お願いします。

(古川委員) 先日、議会だよりを見ましたら「市で下水道のプロジェクトチームをつくりそこで将来の計画を検討し審議会に諮りたい」と書いてありました。プロジェクトチームで将来の方向性を検討しているのではないですか。

- (事務局河合) 議会だよりは、私が発言したことです。6月に新市長になりマニフェストには下水道に関し2点ありました。議会に上程する前に職員で検討する必要があると、6月にプロジェクトチームを立ち上げました。真っ白の状態から、5回開催して職員のレベルも上がってきました。整備計画の構想については16年度に出来ていましたが、19年度の今、この計画がいいかは、まだ、検討していません。プロジェクトチームで実際に検討しているのは、供用開始区域の現状はどうか、今の使用料はどうかと言うところを主に検討しています。審議会委員の任期は2年でありますので整備計画や整備手法についても審議していただくために、ご提案の調査研究中です。
- (鈴木会長) それでは、プロジェクトチームから私たちに、今回データがくることは無いのですか。
- (事務局河合) そうです。
- (鈴木会長) その他、進め方についてありますか。
- (小寺委員) 今回の諮問の内容は、下水道使用料の改定についてが主旨です。それで、見直しを審議して12月の議会で条例改正し、4月から施行していくのが役所のルールだと思うんです。当面、使用料をどうするのか審議していくことで、この3項目でいいと思います。
- (鈴木会長) 議会があるのは12月の終わりですか始めですか。
- (小寺委員) 12月の始めです。
- (鈴木会長) それでは、2ヶ月審議できるということですか。10月、11月とある訳です。
- (河合副会長) 12月の議会に上程しようとする11月中旬までが期限です。
- (鈴木会長) では、時間がないということですか。
- (若園委員) 整備計画について、はじめて今日見て議会側もよく審議していない段階で、諮問されている使用料の改定について、判断材料である全体計画の骨子が固まっていないので基本路線を決めていけないといけな。審議会はこれからも開催できるので、しっかり議論していかないといけな。
- (安藤委員) 私は先程、事務局の示した3つの項目でいいと発言しました。将来計画まで見越してこの使用料体系を決定すべきというのが若園委員の考えですが、それまでやっていくとたぶん30年あってもこの議論はできない。先程二重谷さんが言われたように、ここで決める使用料体系は、将来計画が立ち上がった地区においても

同じ理屈で使用料体系が決定できればいい訳です。そうするとこの3つの論点でできると思います。整備計画は周辺の議論です。将来、今示された、どの案で整備してもどの地域も同じ理屈で決定しなければいけないので、将来計画が決まっていないから議論できない訳ではないと思います。

(鈴木会長) 長期計画が決まってから議論するのでは、あまりにも時間がかかってしまうという意見ですが、私もそうだと思います。他はよろしいですか。

(桜木委員) 私もこの3項目でいいと思います。疑問に思うことは、3点目について、未接続者の実態は調べてあるのですか。例えば、その人たちにアンケートを取って安くしたら繋いでもらえるのか、安くしても絶対に繋がらないのか、このようなアンケートをとって接続推進の努力をしてもらった方がいいと思います。ただ、繋いでもらえない繋いでもらえないと言うばかりでなく、どうして繋がらないのか、どう考えているのかの実態を知りたい。

(鈴木会長) 実態調査が水洗化率を高めるために必要であれば補足として答申に入れればいいと思います。

(事務局河合) 実態調査はまだしていません。今わかるのは、合併浄化槽、単独浄化槽、汲み取りの基数です。処理区域内の世帯構成はわかります。経済状態は聞けません。接続に関するアンケートもこれから必要になってくると思います。このことについても、この審議会の中で協議して頂きたいと思います。

(桜木委員) アンケートが今後の進め方の参考になるのではないですか。馬場地区で下水道をいつやってくれるのかと聞かれます。下水道未普及地域についてアンケートをとって、下水道を求めている人が何%で求めている人が何%ということも参考資料になるのではないかと思います。

(鈴木会長) 3項目で11月の中旬までに150円でいいかどうかの審議を進めることにしたいと思います。何回開催できるかどうかわかりませんが、無理なら延びてもいいですか。

(事務局河合) はい。

(鈴木会長) でも、努力しましょう。目標は11月中旬までに議論して答申を出せるように努力することでもいいですか。長期計画が出てくると議論が広くなりすぎるので、この3項目について審議会を進めていきたいと思います。使用料の対象の経費、汚水の集合処理普及区域以外の取扱、未接続者の実態把握ですが、順番はどうしますか。上から順番に審議していけばいいですか。では、1番から審議します。使用料の対象とする経費は何ですか。維持管理費だけ又は資本費も入れるかということ審議します。

(二重谷委員) 諮問のなやましいところは、180円を150円に下げるところです。前回の会議では、使用料を下げることによって一時期に一般会計からの繰り入れ金は増えるが将来的には加入率の向上によって維持管理費の100%を回収できるため、値下げをしたいということでした。ところが、国土交通省が言っているのは、資料P3の(2)に書いてある、「下水道管理者は、能率的な経営の下で必要となる事業の管理・運営費用のすべてを回収できる水準に下水道使用料を設定し、これを確実に徴収するように努めなければなりません。」ということです。今回の使用料改定の内容をみると、対象が維持管理費のみになっているが、元利償還を含めた金額を原則、使用料に転嫁していこうというのが国交省の原則的な考え方です。平成18年度の瑞穂市は、維持管理費も回収できていない。もう一つ、資料P9の地方公営企業の繰出金の基準があります。そうは言っても不効率な下水道については資本費が過大であるため、その部分についてはすべて使用料に転嫁すると負担が大きくなるということです。繰出基準は、毎年改定され通知されています。その内容が、分流式下水道等に要する経費や高資本費対策に要する経費で合法的に繰り入れしてもかまわないという金額です。事務局にお願いですけど、コミプラについても繰出基準を適用した場合を議論の出発点にしたい。次回までにこれを出してもらいたい。

(鈴木会長) はい、どうぞ。

(事務局工藤) コミプラについては地方公営企業ではないので繰出基準を当てはめてはいけないと思います。

(二重谷委員) そうなると使用料の議論ができなくなってしまうので、便宜的に当てはめた場合どうなるかということです。

(事務局工藤) コミプラの場合、起債の償還年数は15年ですがどうしますか。

(二重谷委員) 公共の30年を当てはめたらどうですか。

(事務局工藤) 条件を公共に合わせればできないことはないです。

(二重谷委員) 少々の誤差は問題にしません。

(事務局工藤) 平成18年度決算についてですか。

(二重谷委員) そうです。

(事務局工藤) 単純に18年度の決算で使用料の設定をする訳ではないです。参考にするとということですか。

(二重谷委員) もちろん、そうです。要は諮問の中で維持管理費を対象として

いますで、資本費も対象として議論を始めないといけないという意味です。

(鈴木会長) 維持管理費と資本費の両方が使用料の対象と言うことです。

(二重谷委員) 資本費の大きい部分については、軽減措置があるので具体的にその数字を示してもらいたい。

(鈴木会長) もし、それが出来たら、今後の使用料の改定にも使える訳ですか。

(二重谷委員) はい、そうです。

(鈴木会長) 他に質問はありませんか。

(若園委員) 基準内でも、結果的に一般会計から繰入ることになり無意味です。また戻りますが、合併浄化槽に1件52万円の補助金を出している。下水道に接続している人は、4,129人で1人80,274円、毎年、3.5人世帯で280,959円一般会計から一世帯に繰出している。今回使用料を改定するのに、未整備地域の整備計画がしっかり出来ていない段階では、ぜんぜん議論できないと思います。市長は、ここで十分議論した結果を議会に上程しますが、議会では、今回下水道整備計画を初めて見たばかりで未整備地区についてはいろいろな整備手法があり、平成10年から浄化槽に補助金を出している。その人たちに、果たして接続してもらえるかどうか、ぜんぜん僕自身議論できない。

(鈴木会長) 合併浄化槽の問題が下水道とは別にある、下水道使用料を検討する時に合併浄化槽の問題も考えないといけないという意見だと思います。もし、そのことが議論するのに重要な問題であれば、答申の中に入ることを議論すればと思います。このことを、答申に入れたのはいけないのですか、みなさんに意見を聞きたい。

(若園委員) 180円を150円にする諮問ですが、整備計画に関する市長の方針が見えていない、下水道計画がどうなるかという市の方針が出てからこれについて議論するという答申もある。

(鈴木会長) 長期計画が出来てから、この答申を出すということでもいい訳なんですか。

(若園委員) 市の全体計画が出てない状態で審議することはできない。

(鈴木会長) わかりました。みなさんがそれでよろしければいいです。

(小寺委員) 若園委員に反論します。今、3つの処理場が稼働している訳です。よって、接続が悪いということで、その率をどう上げていくかということが諮問の主旨で、それに伴って使用料を見直せば接

続する人も増え、その他の方法も出て来ると思います。今のままでは接続が進まない。このまま接続の促進を止める訳にはいかない、早く対策をしないといけないので論議していかなといけないと思います。

(鈴木会長) 私たちは諮問されていますので、現在分かる範囲で進めていきたいと思います。私たちが答申できることを決めて、ただし前提条件が変わるとだめです。

(若園委員) 使用料を下げることによって一般財源から繰入金が増え4,129人のためになる。しかし、1万何千世帯が本当に納得するかということです。いろいろ議論しないと、みんな本当に理解してもらわないといけないと思います。もし、審議会で値下げの方向が出たら大変なことになってしまう。

(安藤委員) 議論が戻っている。この審議会に諮問されているのは、現在180円を150円にしたいということなので、それがいいかどうかを審議する訳であって、単に一般財源を入れるのはおかしいのではないかと議論はぜんぜん違うので、こういう話はもうしてもらいたくない。

(鈴木会長) 長期計画がものすごく大切であるのなら付帯事項として書くべきである。他よろしいですか。

(二重谷委員) 若園委員さんが言っていることは、2番目の問題に関係してくることだと思います。下水道区域外の人にどのように理解してもらおうかだと思います。下水道計画自体は、案であるので、それを土台に上げる訳にはいかないが、概算の事業費は出ているので、ある仮定の前提の中で、例えば全体計画の供用開始20年後ぐらいの下水道使用料がどうなるのかということを含めて仮定で出すことはできないですか。

(事務局工藤) 現在の整備計画の一つの案に基づいてなら出せますが、仮定の条件が必要です。

(二重谷委員) 一定の設定をして、例えば、20年後に何%かが普及した場合とかでの全体の使用料はどうなるのかということです。

(事務局工藤) 下水道構想の財政計画の根拠となっている水洗化率は、下水道経営ハンドブックの供用開始20年後の全国平均である85%から算定し、30年間の維持管理費を1年あたりに換算した額です。

(二重谷委員) その時の使用料は出ていますか。

(事務局工藤) 出ていないと思います。

(古川委員) その資料があれば、将来使用料が200円になるとかが分かり

ます。とりあえず、僕もその資料が必要だと思います。

(鈴木会長) 長期計画を基に算定するというのですが、この計画が公表されることになります。それはいいですか。

(二重谷委員) あくまで審議の参考とするためなので公表されることにはならないと思います。

(古川委員) この数字を出してもらえれば、将来は200円なるとか分かります。今の180円に対してはいろいろな考えがあり、例えば現行のままでいいとかの参考になる。将来のことも考えたいですが12月議会を目標にするならある程度絞っていかないといけない。下水道をやると決まった訳ではないが、集合処理と個別処理の不公平感はある。私も下水道に加入しており、若園委員さんは、下水道使用者は一般会計から繰入してもらってずいぶん助けてもらっていると言いますが、正直申し上げて使用料が高いですから、入らなければよかったというのが正直な気持ちです。下水道が整備された地域の人から「ありがたい」と言う言葉はほとんど聞きません。

(鈴木会長) 2時間が経ちました。今日は、3項目について議論していこうということが決まりました。使用料の対象経費について議論していくために、事務局にデータを出してもらおうことが決まりました。次回は、1つの項目について議論するだけではないと思います。2項目目の汚水の集合処理区域外の取扱についても議論したいと思います。どういうことを議論したらいいかを、考えて来てもらいたいと思います。

(若園委員) 過去の水洗化率の資料について、前回頼んでおいたのですが今日は資料がありません。水洗化率の予測は過去の伸び率を考慮して決めてもらいたい。全国平均と瑞穂市では違うと思います。自治体によってすごく違うと思います。

(事務局工藤) 今回、用意してありませんが資料はありますので、次回お渡しします。

(鈴木会長) 次回の開催はどうしますか。

(日程調整)

(鈴木会長) 10月29日午後3時から開催します。よろしく願います。ありがとうございました。